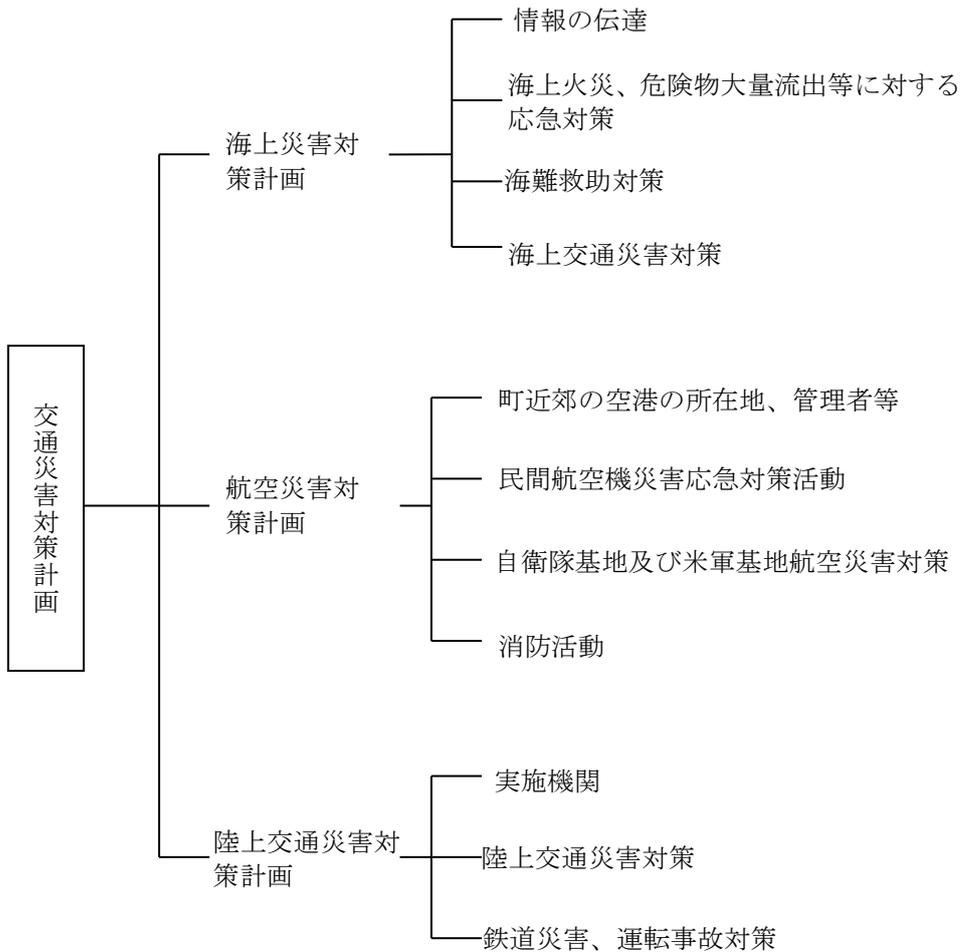


## 第21章 交通災害対策計画

### 基本的な考え方

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、陸上交通災害など大規模な事故による災害についても防災対策の一層の充実強化が求められており、国、県、町をはじめ各防災関係機関は連携の下、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。



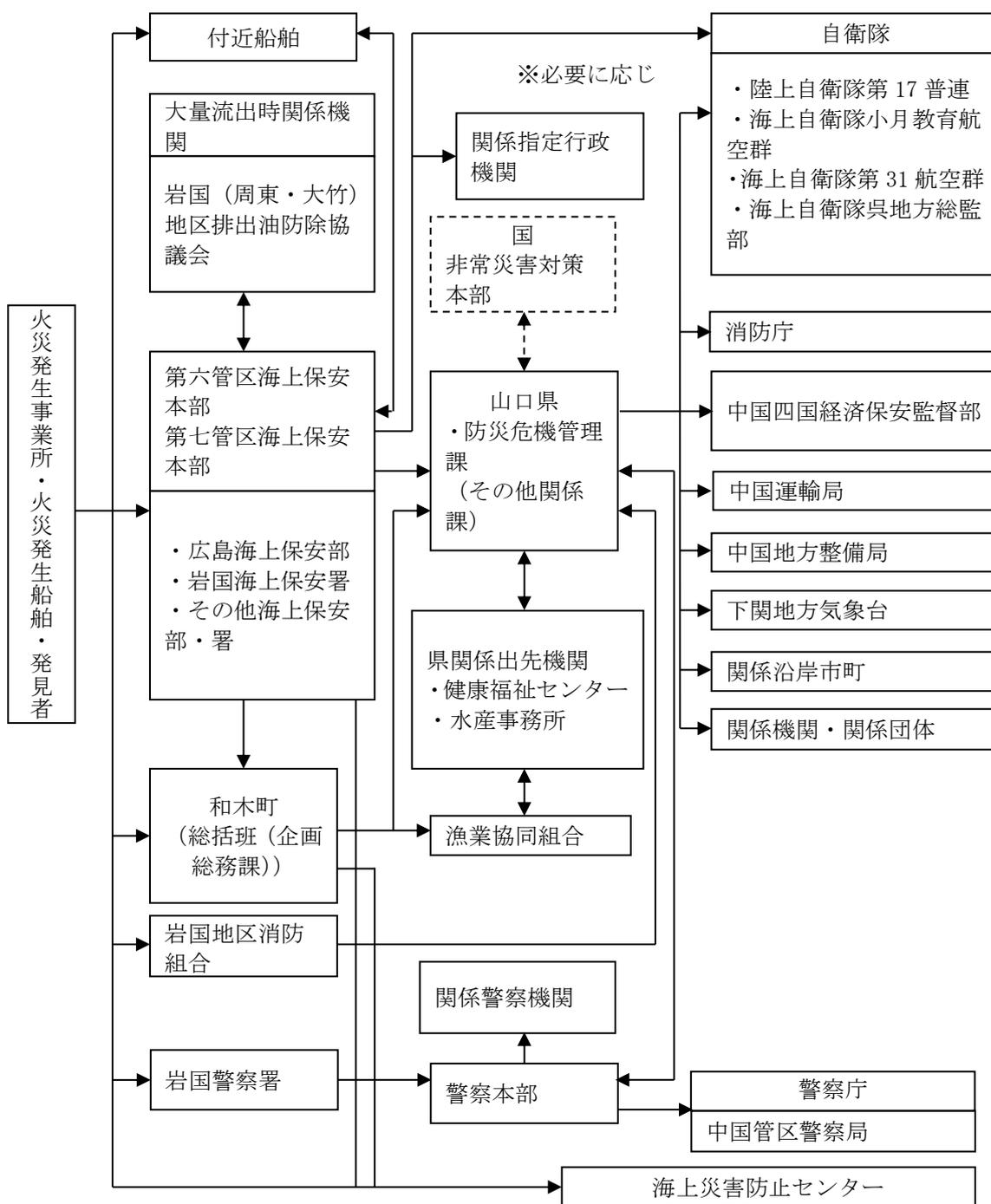
## 第1節 海上災害対策計画

町海域で油・危険物の漏えい、流出、火災又は爆発等の災害が発生した場合において防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

なお、石油コンビナート等特別防災区域における海上災害応急対策については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

### 第1項 情報の伝達

海上災害が発生した場合における一般的な通報連絡体制は次のとおりである。なお、大量油流出事故等の連絡系統は、岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会で定められた連絡系統による。



第2項 海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

海上災害は、事故発生原因者がその責任において対処し、海上保安部・署、中国地方整備局、県、町（消防機関）、警察等関係機関は、必要な応急対策を実施するとともに、状況に応じて関係団体（港湾管理者、漁業協同組合、関係企業等）、地域住民に対して協力を求めるものとする。

1 応急対策活動

海上災害発生時において関係機関等が取るべき措置は概ね以下のとおりである。

<p>1 災害発生事業所 （船舶所有者等（管理者、占有者使用者）・施設の設置者を含む。）の措置</p>	<p>(1) 所轄海上保安部・署、消防本部、町等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近のもの又は船舶に対して注意の喚起を行う。          なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。</p> <p>(2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。          なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。</p> <p>ア 大量の油の流出があった場合</p> <p>(ア) オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡大を防止するための措置の実施</p> <p>(イ) 損傷箇所の修理等、新たな油の流出防止措置の実施</p> <p>(ウ) 損壊タンク内等における残油の抜取り、移し替え等の措置の実施</p> <p>(エ) 流出した油の回収の実施</p> <p>(オ) 油処理剤の散布等による流出油の処理の実施</p> <p>(カ) 関係機関への情報連絡・報告</p> <p>イ 危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があった場合</p> <p>(ア) 損傷箇所の修理の実施</p> <p>(イ) 損壊タンク内の危険物の抜取り、移し替え等の措置</p> <p>(ウ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施</p> <p>(エ) 火気の使用制限及びガス検知の実施</p> <p>(オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等</p> <p>(カ) 自衛消防隊による消火活動の準備</p> <p>(キ) 必要に応じ付近住民への避難勧告</p> <p>ウ 海上火災が発生した場合</p> <p>(ア) 放水、消火薬剤による消火活動の実施</p> <p>(イ) 事故付近の可燃物の除去</p> <p>(ウ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施</p> <p>(エ) 火点の制御活動の実施</p> <p>(オ) 船舶にあっては安全な海域への移動等</p> <p>エ 消防機関、海上保安部・署等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安部・署の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。</p>
---	---

<p>2 海上保安部・署の措置</p>	<p>(1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達</p> <p>(2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助</p> <p>(3) 流出油応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送</p> <p>(4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒</p> <p>(5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。</p> <p>(6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。</p> <p>(7) 油、有害液体物質、危険物等の漏えい及び排出があった場合は、必要に応じて海上保安庁の機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。</p> <p>(8) 巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物の拡散防止措置及び防除活動を実施する。</p> <p>(9) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。</p> <p>(10) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。</p>
<p>3 町（消防機関）の措置</p>	<p>(1) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部・署、検討関係機関に通報伝達する。</p> <p>(2) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及び埠頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は一般住民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。</p> <p>(3) 沿岸漂着油の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また必要に応じて、避難の勧告又は指示を行う。</p> <p>(4) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油流出防止措置について指導する。</p> <p>(5) 消防計画等に基づき消防隊を出動させ、関係海上保安部・署と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。</p> <p>(6) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。</p> <p>(7) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。</p> <p>(8) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。</p> <p>(9) 港湾施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。</p> <p>(10) 大量油流出事故等発生時における町の応急対策活動実施体制 第1警戒体制（連絡調整会議） 町近海で大量油流出事故が発生し、町沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。 沿岸海域で少量の油流出事故等が発生したとき。</p> <p>1 体制 企画総務課、住民サービス課の担当で連絡調整会議を設置する。</p> <p>2 実施する活動の概要</p>

	<p>(1) 早期情報収集体制の確立</p> <p>ア 海上保安部・署、警察、自衛隊、その他関係機関等からの情報収集</p> <p>イ 関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示</p> <p>ウ 消防機関への早期情報収集体制確立の指示</p> <p>エ 漁協への早期情報収集体制確立の要請</p> <p>(2) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の所在地、数量の確認及び点検</p> <p>ア 町、県保有分</p> <p>イ 民間企業等（特防協、油災協、漁協等）保有分</p> <p>(3) 漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認</p> <p>(4) 他市町等からの応援要請への対応</p> <p>第2警戒体制（警戒本部）</p> <p>本町近海で大量の油流出事故が発生し、町沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。</p> <p>町の沿岸海域で油流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、町の総力をあげて対応するまでに至らないとき。</p> <p>1 体制</p> <p>企画総務課長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。</p> <p>（構成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1警戒体制の構成課に、都市建設課、保健福祉課を加える。</li> </ul> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 海上保安部・署、自衛隊その他の関係機関からの情報収集</p> <p>(2) 油防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）</p> <p>(3) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）</p> <p>(4) 不足資機材の確保</p> <p>(5) 他市町への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認</p> <p>(6) 防除活動要員（ボランティアも含む）の確保</p> <p>(7) 状況により県への自衛隊の派遣要請</p> <p>災害対策本部体制</p> <p>流出油が大量に町に漂着すると認められるとき。</p> <p>1 構成</p> <p>町長を本部長とし、全課により災害対策本部を設置する。</p> <p>この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認められたときは現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p> <p>2 実施する活動の概要</p> <p>(1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施 （海上保安部・署、県等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等）</p> <p>(2) 県に対して自衛隊の派遣要請</p> <p>(3) 他市町、他機関への応援要請</p> <p>(4) 復旧・復興対策</p>
4 警察の措置	<p>(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動</p> <p>(2) その他陸上災害に準じての応急対策活動</p> <p>ア 警戒区域の設定、避難誘導</p>

	イ 海上保安部・署、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施 ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等
5 その他の企業、関係機関・団体、町民等の措置	消火資機材、油防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部・署をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。

## 2 応援協力関係

海上保安部・署、町、民間企業等は、海上災害発生時における応急対策を迅速、円滑に実施するための応援協定等を締結し、相互に支援・協力する体制を整えている。

### (1) 国の機関相互間

協定事項等	協定者
海上保安庁の機関と消防機関との業務協定締結に関する覚書	海上保安庁長官・・・消防庁長官
海上における災害派遣に関する協定	海上保安庁長官・・・防衛庁長官
海上における災害派遣協力に関する細目協定	第六管区海上保安本部長・・・海上自衛隊呉地方総監 第七管区海上保安本部長・・・海上自衛隊佐世保地方総監

### (2) 消防機関と海上保安部・署との間（消防協定）

岩国海上保安署と岩国地区消防組合との間に消防相互応援協定（昭和45年12月1日締結、平成10年4月9日改正）が結ばれている。

### (3) 関係企業と海上保安部・署との間

関係海上保安署	協定の相手方
岩国海上保安署	（海上災害の応援に関する覚書・・・昭和55年4月1日締結） 岩国大竹地区特別防災区域協議会各社（三井化学㈱岩国大竹工場、E N E O S ㈱麻里布製油所、ユニオン石油工業㈱岩国工場、㈱ダイセル大竹工場、三井・ダウ・ポリケミカル㈱大竹工場、日本製紙㈱岩国工場・大竹工場、帝人㈱岩国事業所、東洋紡㈱岩国事業所、三菱ケミカル㈱大竹事業所、大竹明新化学㈱）

### (4) 岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会

岩国（周東・大竹）地区排出油防除協議会会則（平成10年6月5日施行）

### (5) 化学消火剤共同備蓄に関する協定

危険物火災、その他の特殊火災発生時に消火活動が有効適切に行えるよう、消防機関、関係企業からなる協議会を設置し会則を設け、消火剤の共同購入、備蓄等を行っている。

岩国地区化学消火剤共同備蓄会規約

## 3 応急対策用資機材及び薬剤等の保有状況

海上保安部・署、県、町企業等は海上への油流出災害に備えて、それぞれ必要な資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着剤等）の備蓄を行っている。

## 4 海上災害防止センター

### (1) 海上災害防止センターの業務

ア 海上保安庁長官の指示を受けて排出油の防除のための措置を実施すること。

イ 船舶所有者等の委託を受けて海上防災のための措置を実施すること。

（昭和62年4月から、排出された有害液体物質等の防除措置についても実施）

ウ 油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。

エ 海上防災訓練に関すること。

オ 海上防災に関する調査研究を行うこと。

### (2) 海上災害防止センターの保有資機材等

海上災害防止センターは、全国23箇所に排出油防除資材の備蓄基地を設置し、流出油防除

作業が迅速に行えるよう必要な体制を整えている。

岩国に備蓄基地があり、基地業務の代行、資材の保管及び運搬の業務実施について現地業者と契約を締結している。

ア 現地業者との契約締結状況

基地名	基地業務代行	防除作業手配	保管、管理	陸上輸送	海上輸送
岩国	山九(株)岩国支店	同左	同左	同左	日本海事興業(株) 岩国出張所

5 流出油処理剤の使用基準

流出油の応急対策に使用する処理剤については、その有効活用及び処理剤による二次災害の防止等を図る観点から国（国土交通省）において使用基準が定められており、応急対策実施機関等はこれを十分留意して使用するものとする。

### 第3項 海難救助対策

1 海難救助活動に関する協力体制

海上における遭難者の捜索、救助活動等については、国際条約（SAR条約「1979年の海上における捜索及び救助に関する条約」）により、必要な対策を講じてきている。

捜索救助業務は、各機関の総合的な調整を行うための「連絡調整本部」が海上保安庁に、また「救助調整本部（RCC）」が各管区海上保安本部に設けられるとともに、それぞれ活動方針が定められている。

また、関係省庁（警察庁、防衛庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、水産庁、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁）の間で「海上における捜索救助に関する協定」が締結され、必要な対策が講じられることになっている。

なお、遭難船舶の救護事務は最初に事件を認知した市町長が実施する（水難救護法）ことになっており、町長は、海上保安部・署と協力して必要な応急対策活動を実施するとともに県、関係機関へ協力要請を行うものとする。

2 応急対策活動

海難捜索救助に関して海上保安部・署、県、町及び防災関係機関が実施する応急対策活動は別に定める北九州救助調整本部活動方針、広島救助調整本部活動方針及び県・町地域防災計画に基づき必要な対策を実施するものとする。

海上保安部・署、消防機関、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

海上保安部・署は、必要に応じ、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動について協力を求めるものとする。

### 第4項 海上交通災害対策

海上交通の安全確保については、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」、「港則法」のいわゆる海上交通3法によりその確保が図られる。

1 被災区域の交通規制等

災害により船舶交通の障害となる事態が発生し、船舶の安全を確保する必要がある場合は、航路又は区域を指定するなどして船舶の航行を禁止又は制限し、次の措置を講じる。

- (1) 実施する規制措置にかかる公示を行うとともに応急標識等の設置に努める。
- (2) 規制措置について付近航行船舶、関係者に対して周知を図る。

2 被災区域内の交通整理

所属巡視船艇等をもって被災区域の船舶交通の整理を行う。

3 漂流物、沈没物等航路障害物の処理

漂流物、沈没物等により航路の障害となる事態が発生した場合は次の措置を講じる。

- (1) 港内及び境界線付近にある障害物については当該物件の所有者又は占有者に対して除去を命じ応急措置を必要とするものについては関係機関と協力し除去する。
- (2) 除去した障害物の処理は状況により次の措置をとる。

ア 水難救護法の規定によりその海域を管轄する市町長に当該物件を引き渡す。

イ 災害対策基本法の規定により海上保安部・署に保管した後、引渡しを受けた市町長は、公売、所有者への引渡し等を行うことができる。

4 在港船舶対策

台風、高潮、河川の氾濫等の気象災害及び火災、爆発等により船舶に災害が発生するおそれがある事態、あるいは船舶に災害が及ぶおそれがある事態が生じたときは、必要に応じて、港内にある船舶に対して、移動命令、停泊の制限を行う等必要な防災上の措置を講じる。

5 災害事象別防災措置の一般的基準（例示）

6 二次災害の防止活動

気象台は、二次災害防止のため、海上風・海霧等気象の状況、波浪・海面水温等水象の状況を観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を発表するものとする。

7 その他の防災上の措置

海上交通災害防止に関連して概ね以下の措置を講じる。

- (1) 気象情報の収集及び関係者への伝達
- (2) 在泊船舶の状況把握
- (3) 港内整理及び避泊地の推薦
- (4) 必要に応じ、繫留施設の使用制限又は禁止
- (5) 必要に応じ、移動命令又は航行制限の適用
- (6) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導、並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導
- (7) 港湾台風対策委員会との相互連絡及び防災措置の推進
- (8) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導
- (9) 危険物荷役の事故防止指導
- (10) 海上における流出油の処理
- (11) 自衛隊等への災害派遣の要請

第2節 航空災害対策計画

航空機の墜落炎上事故の発生又は事故発生が予想される場合、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、防災関係機関が実施する応急対策活動について定める。

災害事象	実施措置	措置の概要
台風	避難勧告	台風の進路方向により、錨地を選定して移動するよう勧告する。 風速15m/sec以上の場合、危険物荷役を中止させる。
津波	避難勧告	台風に合わせて安全な場所に避難するよう勧告する。
火災	曳船移動による消火	(1)他船への延焼を防止するため、曳船により移動し消火にあたる。 (2)曳航不能の場合は、付近在泊船に対して移動を命じ又は勧告する。
流木	船舶交通の制限・注意喚起・障害の除去	必要に応じ、港則法等により、船舶の航行を制限するほか、所有者等に対し障害となる流木を速やかに回収・除去するよう命じ又は勧告する。

第1項 町近隣空港の所在地、管理者等

所在地	空港の名称	管理者	備考
岩 国 市	岩国飛行場（民航地区）	国土交通大臣	国管理空港
	海上自衛隊岩国航空基地	海上自衛隊第31航空群司令	
	米国海兵隊岩国航空基地	米国海兵隊岩国航空基地司令官	

## 第2項 民間航空機災害応急対策活動

町内で民間航空機による墜落事故等が発生した場合において、町をはじめとする防災関係機関が実施する応急対策活動等について定める。

### 1 実施機関

航空機災害が発生した場合、航空運送事業者等が必要な応急対策活動を実施することはもちろんであるが、町内で災害が発生した場合、町、消防機関、県、警察、海上保安部・署及び医療機関等は協力して被災者の救助救出、被害の拡大防止・軽減に努めることとする。

町、消防機関、防災関係機関等が実施する活動内容については次のとおりである。

#### (1) 航空運送事業者

ア 自己の運行する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を国土交通省へ連絡するものとする。

イ 自己の運行する航空機について事故が発生した場合には、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡するものとする。

ウ 応急対策の活動状況等を国土交通省に連絡する。

エ 発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

#### (2) 町、消防機関

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般住民等の立入り制限・退去等を命じる。

ウ 地元関係機関の協力を得て被災者の救助及び消防活動を実施する。

この場合、発災地消防機関の消防力では対応が困難な場合は、近隣市町消防機関及び他県の消防機関に対して応援を要請するなどして被害の軽減に努める。

(近隣市町・消防本部等への応援要請については、第20章第1節火災防ぎょ計画参照)

エ 負傷者が発生した場合、救護所、負傷者の収容所及び遺体の一時収容所の設置又は手配を行うとともに地元医療機関等の応援を受け、医療班を編成して現地に派遣し、応急措置を施した後適切な医療機関に搬送する。

岩国飛行場内の災害にあつては、大阪航空局岩国航空事務所と協力して救護所、収容所の設置を行う。

(遺体の収容、総策、処理活動等は第11章第2節遺体の処理計画参照)

オ 必要に応じて、被災者及び家族等の関係者に対して食料及び飲料水等を提供する。また家族等への宿泊施設のあっせん等も航空会社と協力して行う。

カ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

キ 救助活動等に関して自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、県(防災危機管理課)に対して自衛隊の派遣要請の要求をするとともに、化学消火薬剤等、必要資機材の確保について応援を要請する。

ク 事故が大規模で、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に職員の派遣を要請するとともに、県に対しては指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

#### (3) 警察

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。

イ 事故発生現地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示・警告及び避難誘導を行う。

ウ 町職員が現場にいないとき又はこれらの者からの要求があつたときは、警戒区域を設定し一般住民の立入り制限、退去等を命じる。

エ 行方不明者の捜索及び人命救助活動の実施

オ 遺体の検視及び捜査活動の実施

カ 必要に応じて事故発生地及び周辺の交通規制の実施

キ 関係機関の実施する救助活動及び復旧活動の支援

(4) 海上保安部・署

- ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき又は発見者からの通報を受けたときは、2に定める通報連絡系統により県及び関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- イ 海上における遭難機の搜索、被災者の救助救出活動、行方不明者の搜索及び救護班の緊急輸送を実施する。
- ウ 事故現場及び周辺海域の警戒及び航行船舶の規制等の措置の実施
- エ 関係機関が実施する救助活動及び復旧活動の支援

(5) 地元医療機関・日赤山口県支部・県医師会等

- ア 町又は県の要請により医療救護班(災害派遣医療チーム(DMAT)を含む)を編成し、現地での医療救護活動の実施及び負傷者の受入を行う。(この場合の対応については、第4章第3節「集団発生傷病者救急医療計画」参照)
- イ 必要に応じて救援物資の提供及び日赤奉仕団による救援活動の実施

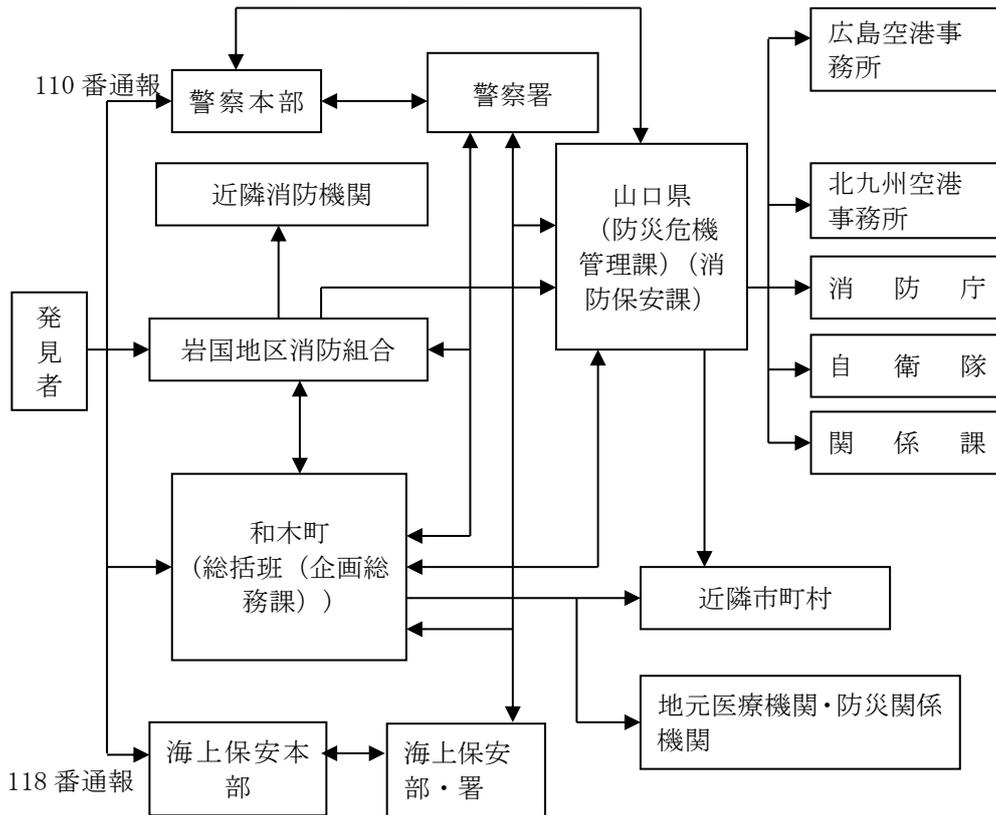
(6) 自衛隊

空港事務所長(国機関)又は県知事等からの災害派遣要請を受け、航空機、船艇等を活用して遭難機の搜索、被災者の救助救出活動及び行方不明者の搜索等について地元消防機関、空港事務所等と協力しながら応急対策活動を実施する。

2 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報連絡するものとする。

(1) 町内で発生した場合



(2) 情報の伝達は、上図に定める系統によるものとするが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、団体、町民等に対して必要な情報を伝達するものとする。

3 災害情報の収集伝達

大規模航空機事故等が発生した場合における災害情報の収集伝達について定める。

(1) 町・消防機関

ア 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡系統により県（防災危機管理課（消防保安課）、近隣市町（近隣消防本部）、地元医療機関等の防災関係機関）に通報する。

イ 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立するものとする。

ウ 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。以下取扱いを順に示す。

(ア) 事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、町の対応等を報告する。

(イ) 事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、第4号様式（その1）「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。

(ウ) 被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、第1号様式「火災即報」又は第3号様式「救急・救助事故即報」により報告する。

(2) 警察

ア 発見者からの通報、中国管区警察局、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。

イ 県内地域で、航空機事故発生又は遭難。行方不明の情報を得た場合は、警察航空隊のヘリコプターにより捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

(3) 海上保安部・署

ア 発見者からの通報、又は海上保安庁、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは、直ちに第2項2により県等関係機関に連絡する。

イ 航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、巡視船艇及び航空機により捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

4 民間航空機捜索救難

県、警察、海上保安部・署その他関係機関は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

民間航空機の捜索・救難については、国際民間航空条約に準拠して、警察庁、国土交通省、海上保安庁、消防庁等関係機関による協力協定がされている。

第3項 自衛隊基地及び米軍基地航空災害対策

自衛隊及び米軍が使用する飛行場の周辺において、航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合、飛行場管理者（自衛隊及び米軍）、町、県及び防災関係機関は、協力して住民の生命と財産の保護を図るため応急対策活動を実施する。

各基地においては、飛行場管理者、市町、県、警察、消防、海上保安部・署等関係機関により「航空事故連絡協議会」が設置されており、事故発生時においては、この協議会を中心に各種の応急対策を実施する。

1 航空事故連絡協議会

(1) 連絡協議会の名称及び構成機関

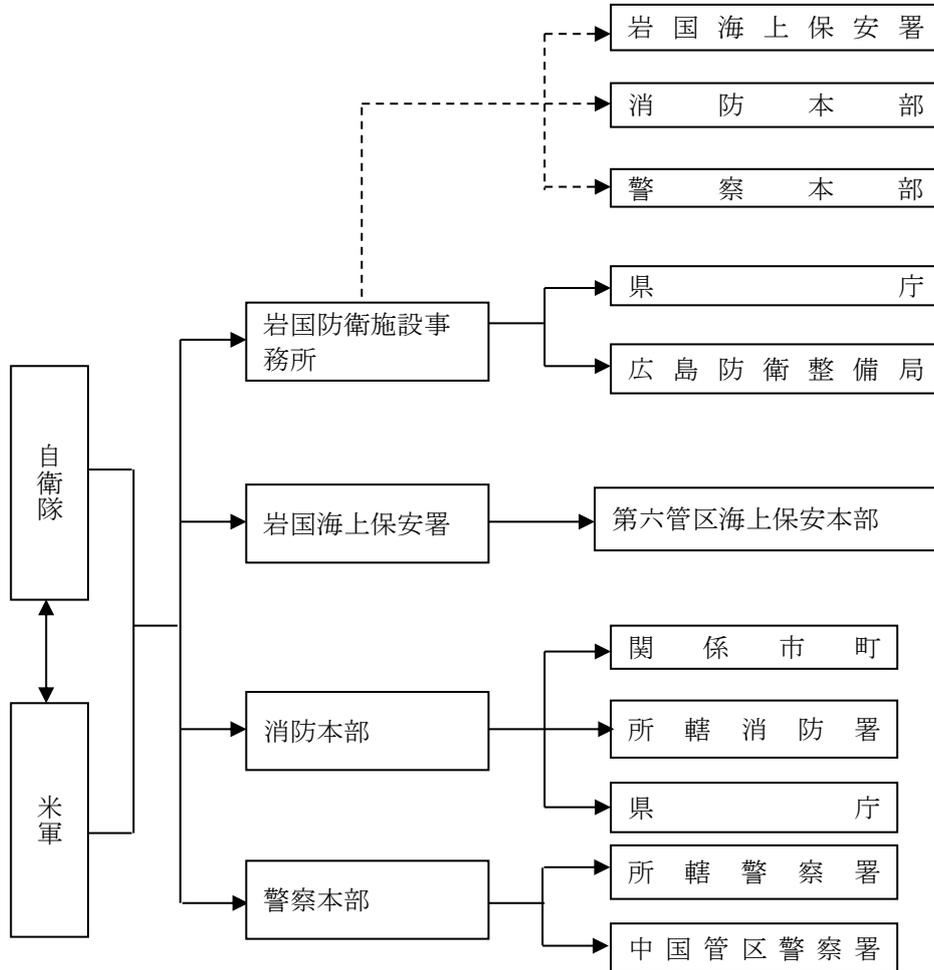
空港の名称	連絡協議会の名称	構成機関
海上自衛隊岩国航空基地	米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国防衛局、岩国防衛事務所</li> <li>・海上自衛隊第31航空群</li> <li>・米海兵隊岩国航空基地</li> <li>・県、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町</li> <li>・中国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、柳井警察署</li> <li>・岩国空港事務所</li> <li>・第六管区海上保安本部、広島海上保安部、岩国海上保安署、柳井海上保安署</li> <li>・岩国地区消防組合、柳井地区広域消防組合（この他広島県、愛媛県の関係機関で構成）</li> </ul>
米海兵隊岩国航空基地		

2 事故等発生時の措置

事故等発生時において関係機関がとる応急措置については、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会が地域の特性を踏まえ定めている「米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱」（以下「要綱」という。）を基本として実施する。

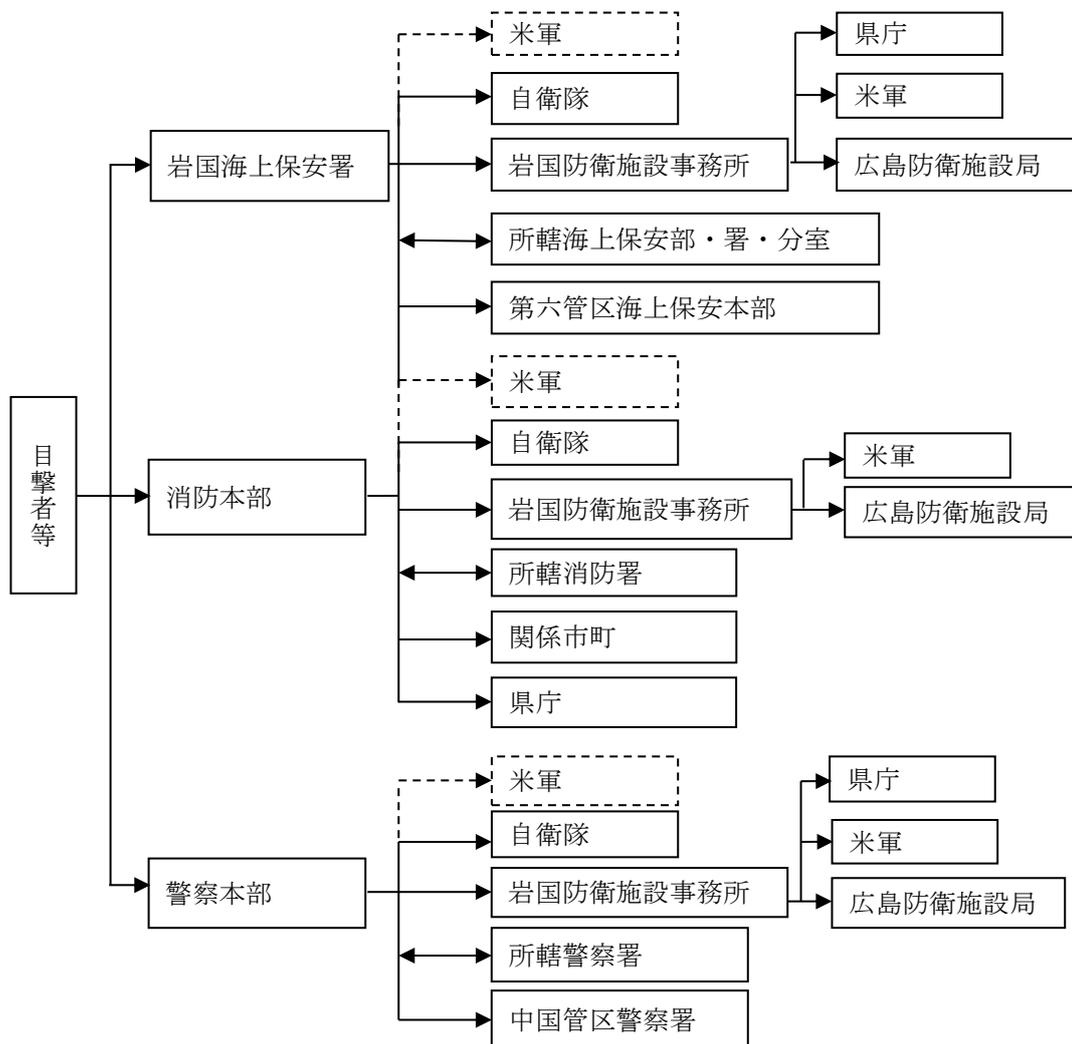
(1) 事故発生時における通報連絡経路図

ア 米軍又は自衛隊が事故発生を知った場合



(注) ----- 米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

イ 警察本部・消防本部・岩国海上保安署等が事故発生を知った場合



(注) ----- 米軍からの情報伝達を確認するための通報経路

ウ 事故発生時の通報内容

事故発生時の通報内容については、一般的には以下の事項が考えられるが、協議会は飛行場の特性を踏まえ「要綱」で必要な通報事項を定めており、基本的にはこれによるものとする。

なお、消防機関、町から県への通報は、この内容に第2項4に定める即報内容を付加し、つぎの事項について通報するものとする。

- (ア) 事故の種類
- (イ) 事故発生の日時、場所（現場の状況）
- (ウ) 事故機の種別、乗員数
- (エ) 危険物積載（燃料積載量、弾薬類等）
- (オ) 人身及び財産等の被害状況
- (カ) 事故による負傷者の救急救助活動の概況
- (キ) 消火活動の状況
- (ク) その他必要事項（活動体制、応援の必要性等）

(2) 事故発生時の応急救助活動

- ア 事故発生時の応急救助活動については協議会が定めている「要綱」に定める実施分担により迅速、円滑な実施を図るものとする。
- イ この場合において、飛行場管理者又は災害発生の原因者が一義的には応急救助活動の責任を有するが、町及び消防機関は、町内における消防を十分果たす責任を有しており、また県、警察及び海上保安部等は、管轄区域にかかる住民の人命及び財産の保護を図る責任を有することから必要な応急救助活動の実施又は協力を努めるものとする。
- ウ 自衛隊、米軍及びこれに関係する機関以外の機関が実施する応急対策活動については、「要綱」に定めるもののほか町防災計画、県防災計画により実施するものとする。

第4項 消防活動

航空機事故により火災が発生した場合、空港管理者及び地元消防機関は、化学消防車、化学消火剤等を活用して早期の鎮火に努める。

この場合において、空港管理者、地元消防機関の消防力では十分な対応ができない場合は直ちに隣接消防機関等に対して応援要請を行い必要な消火活動を行う。

1 消防相互応援協定

- (1) 県下19市町長及び消防組合管理者は「山口県内広域消防相互応援協定」を締結し、広域的な消防応援体制を整備している。  
(消防相互応援に関しては第21章第1節参照)
- (2) 岩国市及び岩国地区消防組合は、アメリカ合衆国海兵隊岩国航空基地との間で、火災、災害発生時における消防相互援助を目的とした協定を締結している。

第3節 陸上交通災害対策計画

第1項 実施機関

1 実施方針

多数の者の遭難を伴う大規模な交通機関の事故時における応急対策及び災害時における交通規制並びに主要交通路線の確保等について防災関係各機関は、本節並びに県、町防災計画に定めるところにより、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。  
(第3編 第19章 「公共施設等の応急復旧計画」 関連)

2 実施機関

- 企業体
- 町
- 県
- 警察
- 道路管理者
- 西日本高速道路株式会社中国支社
- 防災関係各機関

第2項 陸上交通災害対策

1 応急対策実施機関

道路・・・自動車運輸業者、道路管理者、警察、西日本高速道路株式会社中国支社

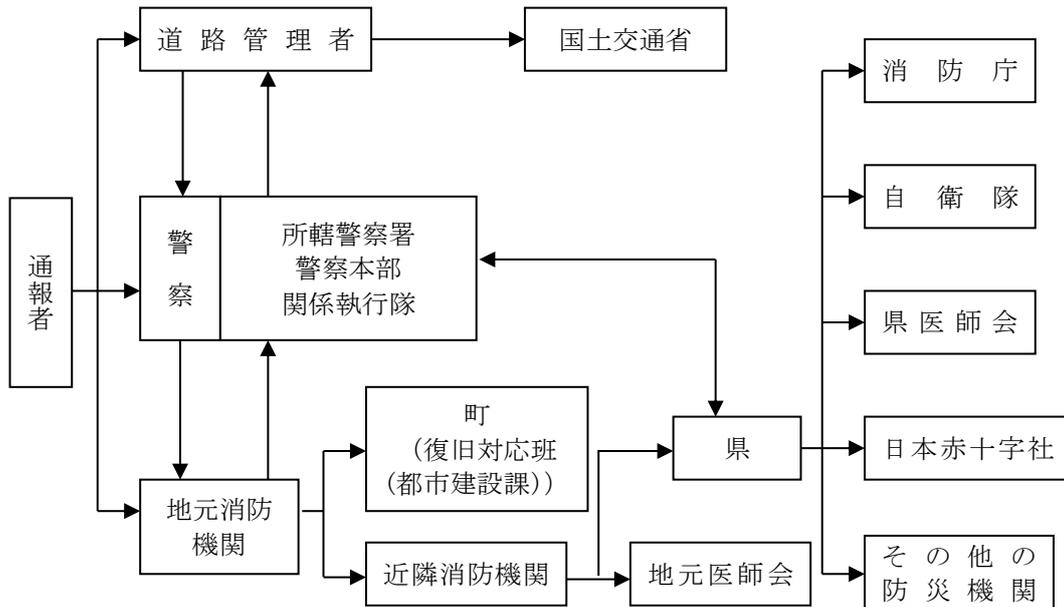
2 県

- (1) 大規模な陸上交通災害の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは3に定める通報連絡システムにより関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 国土交通省から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。
- (3) 地元市町の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに必要により他の市町に対して応援を指示する。
- (4) 大規模な陸上交通災害の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の出動要請を行う。

- (5) 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係の機関に対してあつせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

3 関係機関に対する通報連絡

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報するものとする。



4 交通規制措置

第3編 第8章 「緊急輸送計画」第5節参照

5 道路災害事故防止対策についての申し合せ事項

関係機関の申し合せ事項

- (1) 道路災害事故防止対策について、山口県警察本部、国土交通省山口河川国道事務所、山口県土木建築部は、道路管理と交通規制について申し合せをした。(昭和43年10月21日道路整備649号)

第3項 鉄道災害、運転事故災害

第3編 第19章 「公共施設等の応急復旧計画」第3節参照

1 応急対策実施機関

- (1) 軌道、鉄道・・・日本旅客鉄道株式会社広島支社、日本貨物鉄道株式会社関西支社広島支店

2 県の措置

- (1) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは第3編第19章第3節に定める通報連絡系統により関係機関に通報するとともに必要な体制を確立する。
- (2) 国土交通省から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。
- (3) 地元市町の実施する消防、救急活動等について必要に応じて指示を行うとともに、必要により他の市町に対して応援を指示する。

- (4) 大規模な鉄道災害、運転事故の発生又は発生が予想される場合で、地元医療機関のみでは対応が困難な場合、地方独立行政法人山口県立病院機構、日赤山口県支部及び県医師会等の医療機関に対して救護班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む）の出動要請を行う。
- (5) 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- (6) 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係機関に対してあつせんを行う。
- (7) また特に必要があるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対しても応援を求める。
- (8) 関係機関が実施する応急対策活動の調整を行う。

### 3 消防機関の措置

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。